公示送達書

一宮市告示第461号
令和8年10月14日

一宮市長　中野　正康

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名	令和８年度市県民税普通徴収第１期督促状　１通 令和８年度市県民税普通徴収第２期督促状　１通 令和８年度軽自動車税全期督促状　１通 令和８年度国民健康保険税第１期督促状　１通 令和８年度国民健康保険税第２期督促状　１通 令和８年度国民健康保険税第３期督促状　１通
送達を受けるべき者の氏名	小椋　一歩
	以下余白

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。